

○下呂市医師確保奨学資金規則

平成19年3月27日規則第15号

改正

平成22年9月17日規則第37号

平成24年5月25日規則第20号

下呂市医師確保奨学資金規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、下呂市医師確保奨学資金条例（平成19年下呂市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則で用いる用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(貸与金額)

**第3条** 条例第4条の規則で定める奨学資金の貸与金額は、次表のとおりとする。

区分	貸与金額
大学入学時	30万円
修学又は研修期間中	240万円（月額20万円）

(貸与期間)

**第4条** 奨学資金の貸与期間は、条例第7条の規定により市長が奨学資金の貸与の適否を決定した日の属する月（市長が特に必要と認める場合は、貸与を決定した日の属する年度の4月）から、次表に掲げる区分に応じて定める月まで（限度期間内）とする。

区分	貸与期間
大学生奨学資金	大学を卒業する月まで（9年間を限度）
研修資金	臨床研修又は専門研修を終了する月まで（5年間を限度）

(貸与申請手続)

**第5条** 奨学資金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次表の区分に応じ、中欄に掲げる申請書に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

区分	申請書	添付書類
大学生奨学資金	大学生奨学資金 貸与申請書(様式第1号)	(1) 大学の在学証明書 (2) 戸籍抄本又はこれに代わるもの (3) 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書(様式第2号) (4) その他市長が必要と認めるもの
研修資金	研修資金 貸与申請書(様式第5号)	(1) 研修実施計画書(様式第6号) (2) 医師免許証の写し (3) 臨床研修又は専門研修を受ける医療機関の開設者又は管理者の推薦調書(様式第7号) (4) その他市長が必要と認めるもの

(連帯保証人)

**第6条** 条例第6条の連帯保証人は、次の各号の要件を備える者でなければならない。

- (1) 独立の生計を営む成人
  - (2) 奨学資金の償還及び利息の支払（以下「償還」という。）の責任を負うことができる者
- 2 申請者が未成年であるときは、連帯保証人のうち一人はその者の法定代理人としなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 3 奨学資金の貸与が決定した者及び奨学資金の貸与を受けている者（以下「被貸与者」という。）は、連帯保証人の死亡その他の事由により連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更願（様式第8号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(貸与の決定等)

**第7条** 条例第7条の規定による貸与の適否を決定するに当たっては、下呂市医師確保奨学資金貸与選考委員会が行う書面選考及び面接等による選考の結果を参考にして決定する。

- 2 条例第7条の規定による通知は、下呂市医師確保奨学資金貸与決定通知書（様式第9号）又は下呂市医師確保奨学資金貸与不承認決定通知書（様式第10号）によるものとする。

(交付申請書の提出等)

**第8条** 条例第7条の規定により被貸与者となった者は、直ちに下呂市医師確保奨学資金交付申請書（様式第11号）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 被貸与者は、奨学資金の貸与を受けている期間中は、毎年度、市長の定める日までに交付申請

書を市長に提出しなければならない。この場合において、大学生は所属する学年を記載した在学証明書を、研修医にあつては臨床研修又は専門研修を受けている医療機関等の開設者又は管理者の在職証明書を添付しなければならない。

- 3 奨学資金は、4月分から6月分までは6月に、7月分から9月分までは7月に、10月分から12月分までは10月に、1月分から3月分までは1月に交付するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。
- 4 被貸与者は、奨学資金を受領したときは、直ちに下呂市医師確保奨学資金受領書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 5 被貸与者は、条例第8条の規定により貸与を休止された場合において、当該貸与を休止された期間に係る奨学資金（以下「休止に伴う返還奨学資金」）を既に受領しているときは、休止に伴う返還奨学資金を市長が定める日までに一括して返還しなければならない。

（借用証書の提出）

**第9条** 被貸与者は、奨学資金の交付を受けたときは、連帯保証人が連署した借用証書（様式第13号）を直ちに市長に提出しなければならない。

（業務の申出等）

**第10条** 被貸与者は、償還の免除となる業務（条例第9条に規定する業務をいう。）に従事しようとするときは、当該業務に従事しようとする日のおおむね6箇月前までに、指定医療機関勤務申出書（様式第14号）に履歴書及び医師免許証の写しを添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申出書の提出があつたときは、遅滞なく、当該申出書を提出した者が業務に従事すべき指定医療機関及び期間を決定し、当該申出書を提出した者に通知するものとする。
- 3 指定医療機関で業務に従事している者は、当該業務の従事を終了しようとするときは、その終了予定日の6箇月前までに指定医療機関勤務終了申出書（様式第15号）を市長に提出しなければならない。

（償還の免除の申請等）

**第11条** 条例第9条又は第10条の規定により奨学資金の償還の全部又は一部の免除を受けようとする者は、下呂市医師確保奨学資金償還免除申請書（様式第16号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- （1）業務に従事した指定医療機関の名称、期間及びその期間内に休職した期間がある場合はその期間を証明する書類（様式第17号）
- （2）死亡又は退職の理由及び年月日を証明する書類

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の免除の適否を決定し、下呂市医師確保奨学資金償還免除決定通知書（様式第18号）又は下呂市医師確保奨学資金償還免除不承認決定通知書（様式第19号）により申請者に通知するものとする。

（期間の算定方法）

**第12条** 業務の従事期間の算定に当たっては、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの期間をもって業務に従事した期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間内に休職（業務に起因するものを除く。）し、又は停職となった期間があるときは、休職又は停職となった期間の開始する日の属する月からその終了する日の属する月までの月数を除いた期間をもって業務に従事した期間とする。

（償還の猶予の申請等）

**第13条** 条例第12条の規定による償還の猶予を受けようとする者は、下呂市医師確保奨学資金償還猶予申請書（様式第20号）に、同条各号に掲げる事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに償還の猶予の可否を決定し、下呂市医師確保奨学資金償還猶予決定通知書（様式第21号）又は下呂市医師確保奨学資金償還猶予不承認決定通知書（様式第22号）により申請者に通知するものとする。

（届出書の提出）

**第14条** 被貸与者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、届出書（様式第23号）にその該当する事実を証する書類を添えて、当該事実の発生後直ちに市長に提出しなければならない。

- （1） 大学を退学し、休学し、復学し、卒業し、若しくは修了し、又は停学の処分を受けたとき。
- （2） 臨床研修又は専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更したとき。
- （3） 奨学資金の貸与を受けることを辞退するとき。
- （4） 大学における修学、臨床研修又は専門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- （5） 氏名又は住所を変更したとき。
- （6） 医師の免許を取得したとき。
- （7） 業務に従事したとき又は業務に従事している指定医療機関に変更があったとき。
- （8） 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は死亡その他連帯保証人として責任を負うことができない事由が生じたとき。

（補則）

**第15条** この規則に定めるもののほか、奨学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

**附 則**（平成22年9月17日規則第37号）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行日前に貸与を受けた者については、なお、従前の例による。

**附 則**（平成24年5月25日規則第20号）

この規則は、平成24年5月25日から施行する。

**様式（省略）**

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第5条関係）

**様式第3号** 削除

**様式第4号** 削除

様式第5号（第5条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号（第5条関係）

様式第8号（第6条関係）

様式第9号（第7条関係）

様式第10号（第7条関係）

様式第11号（第8条関係）

様式第12号（第8条関係）

様式第13号（第9条関係）

様式第14号（第10条関係）

様式第15号（第10条関係）

様式第16号（第11条関係）

様式第17号（第11条関係）

様式第18号（第11条関係）

様式第19号（第11条関係）

様式第20号 (第13条関係)

様式第21号 (第13条関係)

様式第22号 (第13条関係)

様式第23号 (第14条関係)